

中小企業生産性革命推進事業

- ①中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- ②中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- ③中小企業庁経営支援部 経営支援課
- ④中小企業庁経営支援部 商業課
- ⑤商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- ⑥中小企業庁事業環境部 財務課

令和4年度補正予算額 **2,000 億円** ※国庫債務負担含め総額4,000億円

事業の内容

事業目的

新型コロナや物価高、インボイス制度等の事業環境変化への対応に加え、GX・DXなどの成長分野への前向き投資や賃上げ、海外展開を促すため、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。

事業概要

以下の事業を通じて、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の成長を下支えます。

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。また、特に、大幅な賃上げに取り組む事業者へのインセンティブを強化するとともに、海外でのブランド確立などの取組への支援を強化します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

④事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー、デューデリジェンス等）の取組等を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	運営費 交付金等		独立行政法人 中小企業基盤整備機構		定額 補助	民間 団体等		補助 (1/2, 2/3等)		中小 企業等
	ものづくり補助金		①通常枠、②向復型賃上げ・雇用拡大枠、 ③デジタル枠、④グリーン枠 ⑤グローバル市場開拓枠		①、②、③：100～1,250万円 ④：100～4,000万円 ⑤：100～3,000万円 ※②以外において、大幅な賃上げに取り組む 事業者は補助上限を最大1,000万円上乗せ			①：1/2又は2/3 ②、③、④：2/3 ⑤：1/2又は2/3		
	持続化補助金		一般型	①通常枠、②賃金引上げ枠、 ③卒業枠、④後継者支援枠、 ⑤創業枠	①：50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に 転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ			2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4		
	IT導入補助金		通常枠	A類型 B類型	5万円超～150万円未満 150万円～450万円以下			1/2以内		
	デジタル化 基盤導入枠 (インボイス等 対応)		デジタル化基盤導入類型 複数社連携基盤導入類型		【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①3/4以内、②2/3以内 【PC・タブレット等】：1/2以内 【レジ・券売機】：1/2以内		(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（上記同様） (2)消費動向等分析経費（上記(1)以外の経費）：50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円、補助率：2/3以内 (3)事務費・専門家費：補助上限：200万円、補助率：2/3以内		
	事業承継・引継ぎ 補助金		経営革新 ①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型 専門家活用 ①買い手支援型 ②売り手支援型		5～100万円 ～800万円 ～600万円			1/2以内 1/2又は2/3以内 2/3以内		

成果目標

- 【ものづくり補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標達成事業者割合65%以上
- 【持続化補助金】事業終了後1年で、以下の達成を目指します。
 - ・販路開拓につながった事業者の割合を80%以上
- 【IT導入補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の労働生産性が年率平均3%以上向上
- 【事業承継・引継ぎ補助金】以下の達成を目指します。
 - ・（経営革新事業）について、事業終了後5年経過後の経常利益の上昇率を5%以上
 - ・（専門家活用事業）を契機に事業引継ぎに着手した事業者の成約率40%以上

令和4年度第2次補正予算

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・M&A後の経営革新や、M&A時の専門家活用等を年間を通じて機動的かつ柔軟に補助します

① 経営革新事業

- ✓ **事業承継※・M&A後の経営革新**（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します

※経営者交代型は承継前の後継者も対象

② 専門家活用事業

- ✓ **M&A時の専門家活用**に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューディリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

③ 廃業・再チャレンジ事業

- ✓ **事業承継・M&Aに伴う廃業等**に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

経営革新事業

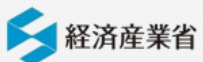
専門家活用事業

廃業・再チャレンジ事業

※廃業・再チャレンジ事業は、経営革新事業・専門家活用事業と併用できます

（留意点）

裏面に赤字で記載されている内容は、令和4年度第2次補正予算分から新たに加わる内容です。詳細はホームページでご連絡します。



① 経営革新事業

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助

* 創業支援型

他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合

* 経営者交代型

親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合（**後継者が引き継ぎ予定の場合を含む**）

* M&A型

M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合

補助率	1/2~2/3補助
補助上限	600~800万円*

*一定の賃上げを実施する場合、補助上限を600万円から800万円に引き上げ

② 専門家活用事業

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューディリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助

* 買い手支援型

M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等

* 売り手支援型

M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等

補助率	1/2~2/3補助
補助上限	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円

登録M&A支援機関（一覧）



FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

③ 廃業・再チャレンジ事業

事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助
【補助率：2/3補助、補助上限：150万円】

* 事業承継・M&Aに伴って一部事業の廃業を行う場合

* M&Aが成約せずに廃業せざるを得ず、再チャレンジに取り組もうとする場合等
※経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能

<お問い合わせ先>

経営革新（050-3615-9053）
専門家活用/廃業・再チャレンジ
（050-3615-9010）

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

令和3年度補正サイト

